

# 小笠原諸島振興開発基本方針の概要

## I 序文

- 厳しい地理的、自然的、社会的、歴史的特殊事情による不利性・課題を克服するための諸施策が積極的に講じられ、相応の成果を上げてきた。しかしながら、交通アクセスの整備、保健・福祉・医療の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等といった課題が依然として残るほか、南海トラフ地震等の大規模災害に対しての備えが喫緊の課題。
- 今後は、定住環境の整備、雇用の安定的確保等を自然環境との調和・共生を図りながら進め  
る必要。
- 法改正で、法の目的に「定住の促進」を加え、産業振興の自主的な取組を支援する産業振興  
促進計画認定制度を創設。

## II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

### 1 小笠原諸島の特殊事情とその役割

小笠原諸島は、際だった地理的、自然的、歴史的・社会的特殊事情を抱えるとともに、これらに由来する我が国にとって重要な役割を担っている。

### 2 振興開発の意義

小笠原諸島に一般住民が暮らしていることは、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、我が国の安全の確保、排他的経済水域等の保全等に大きく貢献。このため、同諸島の振興開発により、自立的発展、定住の促進等を図ることが重要。

### 3 振興開発施策の方向

今後の振興開発は、情報発信による知名度向上、生活環境の改善、地域の特性に応じた産業振興・雇用拡大等を展開し定住の促進を図る。その際、産業振興促進計画認定制度の積極的な活用と社会資本等の整備・維持管理を引き続き行うことが重要。

#### (1) 小笠原諸島における生活の利便性の向上

交通アクセスの改善のほか、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、公共施設の老朽化対策を含め必要な社会資本の整備・維持管理を継続する。

#### (2) 小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大

- ・観光ニーズの掘り起こしや受け入れ環境の整備、エコツーリズム等小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。
- ・農業、漁業の6次産業化を図り、ブランド化を目指す。

#### (3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

- ・世界遺産委員会の決議を踏まえ、自然と調和・共生する取組を継続。
- ・小笠原諸島の自然環境の価値や保全等の取組を世界に発信し、広く普及させる。

### III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項

- 1 土地の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保
  - (1) 交通の確保
  - (2) 情報通信の確保
  - (3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
- 5 住宅及び生活環境の整備
- 6 保健衛生の向上
- 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進
- 8 医療の確保等
- 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止
- 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給
- 11 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 12 教育及び文化の振興
- 13 観光の開発
- 14 国内及び国外の地域との交流の促進
- 15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成
- 16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保
- 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

### IV その他

関係地方公共団体が連携して振興開発計画に掲げる事業の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価を実施する。